

令和4年（ワ）第1773号外 損害賠償請求事件

原告



被告 株式会社エーアンドエーマテリアル 外

意見陳述書

(吹付材メーカーの責任)

2025（令和7）年12月5日

大阪地方裁判所第19民事部合議1B係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 加 荊 匠

第1 はじめに

数ある石綿含有建材の中でも、その飛散性や石綿含有率から最も危険であり、多くの建設作業従事者の石綿関連疾患発症に影響を与えた建材のひとつが、吹付材（吹付石綿、石綿含有吹付ロックウール）です。ところが、これまでの建設訴訟では、必ずしも吹付材メーカーの責任が十分に認められているとはいえません。

本意見陳述では、吹付材メーカーの警告表示義務違反の始期や終期、シェア及び現場到達事実の認定に関する判断にあたって、注意すべき重要なポイントを説明します。

第2 吹付材メーカーの警告表示義務違反の始期について

1 吹付材メーカーの高度な安全性確保義務と予見可能性の程度

吹付材は建設作業従事者の生命や健康に重大なリスクを与える最も危険な建材の一つであり、これを製造販売する吹付材メーカーには、他の石綿建材

に比して一層高度な安全性確保義務や予見義務が課されています。

2 吹付材にかかる石綿ばく露被害の予見可能性

欧米では、1930 年代には建設現場における吹付作業の危険性が認識されており、1956（昭和 31）年には吹付工の健康調査で肺疾患被害が、1964（昭和 39）年には中皮腫被害が報告されました。1965（昭和 40）年頃には、著名な吹付材メーカー複数社が吹付石綿事業から撤退し、吹付作業等には保護マスクの着用が推奨されました（甲 A1306-1）。わが国の吹付材メーカーは、その製造技術を欧米企業から輸入していたのですから、その過程で吹付材の危険性に関する情報も入手していたといえます。

日本でも、1965（昭和 40）年には日本産業衛生協会が石綿粉じんの許容濃度を勧告しており、吹付材メーカーらが測定していれば、許容濃度を超える石綿粉じんが発生することは容易に認識できました（甲 E224-1）。吹付材は、他の建材に比べて早い段階から被害が発生しており、1968（昭和 43）年には吹付作業を行う断熱工の健康障害に関する研究報告が、1971（昭和 46）年には「労働の科学」で吹付工の石綿肺罹患等に触れる記事が発表されました。同年（1971 年）には、石綿吹付作業中の粉じん濃度について当時の許容濃度（ 2 mg/m^3 ）を大幅に超える測定結果も出ています。

これらの事実より、吹付材メーカーらは、遅くとも 1966（昭和 41）年には、どんなに遅くとも 1971（昭和 46）年 4 月 1 日には、吹付材にかかる石綿ばく露被害を予見できたといえます。

3 吹付工以外に対する警告表示義務違反の始期

吹付作業を行えば、同じ建設現場内には高濃度の石綿粉じんが大量に飛散します。吹付工はもちろん、同じ現場で作業をする者や吹付作業後に現場に入って作業をする者も、その飛散した粉じんにばく露するため、吹付材の危険性は吹付工とそれ以外の職種とでは何ら変わりありません。むしろ、吹付工以外の作業者は、その危険性を知らされず、防塵マスクも装着していなか

ったのですから、吹付工以上に危険性が高かったともいえます。

そのため、吹付材メーカーは、吹付工に対する危険性を予見できた段階で、吹付工以外の作業者に対する危険性も予見できたといえるため、吹付工かそれ以外の職種かで注意義務の始期を分けて考えるのは不合理です。

吹付材メーカーの警告表示義務違反の始期は、吹付工以外の建設作業従事者との関係においても、遅くとも 1966 年（昭和 41 年）時点、どんなに遅くとも 1971 年（昭和 46 年）4 月 1 日とすべきです（首都圏建設アスベスト神奈川 1 陣訴訟差戻高裁判決（甲 A1686）も、吹付工と他の職種とを区別することなく警告表示義務の始期を一律に判断しています。）。

第 3 吹付材へのばく露の終期は在庫を考慮すべきであること

吹付材メーカーらは、吹付材の製造販売の終期が早いため、吹付材の製造期間と各被災者の就労時期との重なりが短くなることを理由に、現場到達事実が推認されないと主張しています。

しかしながら、ある吹付材の製造が中止されても、メーカーが回収することなしに、市場から突然なくなることはありません。相当量の在庫が存在し、それが流通して建設現場で使用されたことは容易に想像できます。神奈川県不動産鑑定士協会作成の「よくわかるアスベスト」（甲 A395）や環境省作成の「石綿含有建築材料の使用実態」（甲 A1756）、さらには被告ニチアス作成の資料（乙マ 1001）でも、製造中止後の数年間について「在庫品の使用」があったと指摘されています。現に、吹付工であった 3 陣訴訟の被災者亡須田啓治郎さんも、「在庫は大量に残っており、それを使い切るのに 2～3 年かかった」（甲 G8 の 12・16）旨述べています。

したがって、製造中止後の数年間、どんなに少なくとも製造を中止した翌年までは、相応の量が建設作業現場に到達していたものと推認すべきであり、当該期間中の現場数を前提に現場到達事実を検討すべきです。

第4 吹付材メーカーのシェア認定と現場到達事実について

1 シェア資料の信用性とその読み方

吹付材のシェアに関する証拠（シェア資料）は必ずしも豊富ではありません（そもそもシェア資料が少ないのは、被告らが吹付材の生産・施工実態に関する証拠を提出しないことが原因です。）が、いずれも業界団体が調査した経年的かつ統計的な記録であり、別の団体が作成した資料ともそれぞれ整合していますので、信用性は十分に認められます。

シェア資料の読み方について、重要であるのは、個々の数値や単位に拘泥せず、市場全体を俯瞰して総合的・継続的、そして常識的に判断することです。吹付材市場は特定少数のメーカー（吹付石綿にいたっては5社）でほぼ100%のシェアを独占していたのですから、主要メーカーのシェア数値は当然高かったといえます。生産能力が高ければ施工面積も広くなると考えるのが自然です。吹付材の規制を巡る動向は各メーカーに共通しており、また特段の事情なく各社の生産量や施工量が激変するとは考えられませんので、数値に多少のブレや幅があったとしても、継続的に見れば、主要メーカーのシェアは製造期間全体にわたって概ね10%あったと認定することは可能です（関西建設アスベスト京都1陣訴訟高裁判決（甲A1546）は、原告らが提出したのと同じシェア資料に基づいて吹付石綿のシェアを認定し、最高裁もこれを認めて判決は確定しています。）。

2 内部資料に基づく反論について

吹付ロックウールのシェアについて、被告企業の中には、部分的な内部資料を持ち出し、シェアが概ね10%以下であったと反論する企業もあります。

- (1) 日鉄ケミカル&マテリアルは、販売量が記載された内部資料（乙チ15等）と、甲A394号証の図表（8頁）の施工面積を同図表の注意書き（以下、「本件注意書き」といいます。）に記載された換算式を用いて計算した生産量とを比較して、自社のシェアが低いと主張しています。

しかし、本件注意書きには二重の誤りがあります。一つは、虚偽の説明が記載されていることです。甲 A394 号証図表の施工面積の元データ（甲 A396 号証）には施工面積が記載されているにもかかわらず、本件注意書きには「生産量（トン）のデータを基に…面積を求めた」と、実際にはしてもしない換算に関する説明が記載されています。もう一つは換算式で使用する数値の誤りです。吸音断熱用の平均的厚さを 45 mmとしていますが、一般的には厚さ 25 mm位までのものが多いです（甲 A1173・329 頁）。一方、耐火被覆用吹付ロックウールの平均的厚さを 15 mmとしていますが、通則認定（不燃第 1023 号）によれば、相応の厚み（柱や梁は 30 mm以上、外壁は 20 mm以上など）を確保しなければならないとされており、いずれの基準とも整合しません。日鉄ケミカル&マテリアルは、これらの原告の主張について、正面から反論することができていません。

なお、内部資料（乙チ 15 等）記載の販売量には自社施工で使用した量も含まれているのか明らかでなく、その点でも計算された数値は信用できません。

(2) 太平洋セメントも、工場で使用する容器の変更に関する電報（乙二 69）という部分的資料を根拠に、自社製品にはノンアス品の割合が高く、石綿含有製品のシェアは低かったと主張しています。

しかし、その主張の前提事実には不確かな部分が多く、また推論に推論を重ねるもので信用できません。また、シェアの計算にあたって甲 A394 号証の換算式を用いていますので、先ほどと同様の反論があてはまります。

(3) 以上のとおり、各内部資料の信用性は認められず、またシェア数値の計算過程にもいくつもの誤りが存在していますので、これらに基づき算出されたシェア数値は到底信用できず、シェア資料の数値を覆すものとはいえません。

3 現場到達事実の推認について

吹付材のシェア上位企業の中には、そのシェアが 10%を大きく超えるメーカーも多いです。

シェアに基づく現場到達事実推認の根拠は、シェアが高ければ高いほど、作業現場が多ければ多いほど、「建材現場到達事実が認められる蓋然性が高くなる」ことにあります。被災者が 20 箇所の現場で作業する時に、その建材のシェアが 10%であれば、1 回でも到達する確率は約 88%にのびります（東京 1 陣訴訟最高裁判決）。

そうであれば、シェアが 10%より大きい企業については、現場数が少なくても現場到達事実が認められる蓋然性は高くなります（シェアが 20%であれば、10 箇所の現場で作業する時にその建材が 1 回でも到達する確率が約 89%となります。）。そのため、シェアが大きい吹付材メーカーの製品の現場到達事実の推認にあたっては、現場数だけでなく、シェアの数値も十分に考慮されなければなりません。

もちろん、吹付材は、鉄骨造建物だけでなく、鉄筋コンクリート造建物でも使用される実態があることを忘れてはいけません。

第5 おわりに

以上のポイントを十分に考慮すれば、各被災者に対する吹付材の現場到達事実は優に認めることができます。

裁判所におかれては、吹付材メーカーの責任について、吹付材の危険性や被害の実態に見合った判断がなされることを強く求めます。

以上